

熊本大学医学部附属病院初期臨床研修指導医連絡協議会申合せを次のように定める。

附属病院長 猪股 裕紀洋

### 熊本大学医学部附属病院初期臨床研修指導医連絡協議会申合せ

(趣旨)

- 1 この申合せは、新臨床研修医制度の推進と指導医を含む研修環境の向上を図ることを目的に設置した、熊本大学医学部附属病院初期臨床研修指導医連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 熊本大学医学部附属病院（以下「熊大病院」という。）の総合臨床研修センター長
  - (2) 熊大病院総合臨床研修センターの専任教員
  - (3) 新臨床研修医制度に関わる診療科、部の指導医から各1名
  - (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(協議事項)

- 3 委員会は、次の事項について協議を行い、新臨床研修医制度の推進と指導医を含む研修環境の向上を図る。
  - (1) 新臨床研修制度に関する情報提供、啓発活動について
  - (2) 初期臨床研修医の研修状況、要望について
  - (3) 指導医の状況、要望について
  - (4) 優秀指導医の選出、
  - (5) その他研修医制度に関すること

(委員長)

- 4 協議会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

- 6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

- 7 協議会にワーキンググループを置くことができる。
- 8 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

- 9 協議会の事務は、総務・人事ユニットにおいて処理する。

(雑則)

- 10 この申合せに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。